６／１２（木）の発表

報道発表資料の配付日時　令和７年（2025年）６月１２日（木）１５時００分

発　表　項　目 （行　事　名）	滝川保健所管内における伝染性紅斑警報の発令について
概　　要	滝川保健所管内（※）において、伝染性紅斑警報を発令しましたので、お知らせします。 ※　滝川保健所管内・・・ 芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、 上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町
参　　考	○警報発令状況 今年度１回目の警報発令となります。 なお、直近の警報の発令状況は次のとおりです。 ・警　報・・・平成31年４月25日付け発令（平成31年第16週） ○他疾病の注意報・警報の発令状況 他疾病において、発令中の注意報・警報はありません。

報道（取材）に当たってのお願い		
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	(場所)

担　　当 （連絡先）	北海道空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室（滝川保健所） （健康推進課長　山﨑　由紀子） ＴＥＬ　0125－24－6201　内線　6－490－3－30

伝染性紅斑の流行について（警報）

令和７年６月 12 日（木）15 時 00 分

北海道滝川保健所
電 話：０１２５－２４－６２０１

道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和７年第 23 週（令和７年６月２日～８日）において、滝川保健所管内（※）の定点あたりの伝染性紅斑患者報告数が、警報基準である２人以上となりましたので、まん延を防止するため警報を発令します。

今後、滝川保健所管内（※）において大きな流行が発生しつつありますので、感染予防に努めるようお願いします。

※滝川保健所管内・・・芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町

記

１　伝染性紅斑とは

伝染性紅斑は、頬に出現する蝶翼状の紅斑を特徴とし、小児を中心にしてみられる流行性発疹性疾患です。両頬がリンゴのように赤くなることから、「リンゴ（ほっぺ）病」と呼ばれることもあります。

10～20 日の潜伏期間の後、頬に境界鮮明な紅い発疹（蝶翼状-リンゴの頬）が現れ、続いて手・足に網目状・レース状・環状などの発疹がみられます。これらの発疹は 1 週間前後で消失しますが、なかには長引いたり、一度消えた発疹が短期間のうちに再び出現することがあります。頬に発疹が出現する 7～10 日くらい前に、微熱や感冒様症状が多くみられ、発疹が現れたときには感染力はほぼ消失しています。ほとんどの発病者は、合併症をおこすことなく回復します。

２　伝染性紅斑の感染経路

通常は飛沫または接触感染です。

３　その他

（１）最近５週間における定点医療機関からの患者報告数（表示は、「報告数(患者/定点)」単位：人）

	第 19 週 (5/5～5/11)	第 20 週 (5/12～5/18)	第 21 週 (5/19～5/25)	第 22 週 (5/26～6/1)	第 23 週※ (6/2～6/8)
滝川保健所	0(0.00)	2(1.00)	3(1.50)	3(1.50)	4(2.00)
全　道	293(2.87)	470(4.61)	419(4.11)	522(5.12)	－（ － ）
全　国	2,682(1.14)	4,835(2.05)	4,656(1.97)	－（ － ）	－（ － ）

※第 23 週の患者報告数は速報値

第 22 週までは、北海道感染症情報センター公表のデータによる

(URL：http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html)

（２）伝染性紅斑警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により把握した各保健所管内の定点医療機関を受診した伝染性紅斑患者数が、国立感染症研究所において設定した警報レベルの基準値に達したときに発令し、大きな流行の発生や継続が疑われることを指します。

＜伝染性紅斑の警報レベル＞

警報	開始基準値	終息基準値
定点あたり患者数（人）	2	1